

神戸市看護大学紀要投稿規程

1. 名称

本誌は神戸市看護大学紀要（英文誌名：Bulletin of Kobe City College of Nursing 略誌名：神戸市看大紀要 Bull. Kobe City Coll. Nurs.）とする。

2. 発行

神戸市看護大学紀要は、原則として年1回発行する。

3. 投稿資格

著者の中に神戸市看護大学の専任教員が一人でも含まれていれば、誰でも投稿できる。ただし、研究・紀要委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。

4. 原稿の種類

投稿原稿の種類は、総説、原著、研究報告、資料、その他とする。その基準は次のとおりとする。

1) 総説

特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、総合的かつ独創的に当該学問領域の状況を概説し、独自の見解を示したもの。

2) 原著

調査・研究に関する論文で、独創的な内容あるいは新しい事実を含み、研究結果の意義が大きいもの。

3) 研究報告

調査・研究に関する論文で、内容的には原著には及ばないが、研究結果に一定の意義が認められるもの。

4) 資料

上記の分類に該当しないもので、記録にとどめる価値のあるもの。研修報告、視察報告、実践報告など、一定の参考になるとと思われるもの。

5) その他

研究・紀要委員会が認めたもの。「特別寄稿」「研究動向」「書評」「翻訳」「研究雑感」など、投稿者がジャンルや名称を指定できるものとし、他の原稿の種類とは異なり原則として査読の対象外とする。

5. 倫理的配慮

人が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。

6. COI（利益相反）について

筆頭投稿者に関して、投稿の前年度あるいは当該年度に別表A記載の諸項目に当てはまるものがある場合は、投稿者は、COIに関する申告記述を論文等の末尾等の適切な箇所にしなければならない。別表Aに当てはまるものがない場合は、ない旨の記述を論文等の末尾等の適切な箇所にしなければならない。なお、開示する義務のあるCOI状態があるにもかかわらず申告がなされない場合、および、投稿された当該論文のもととなった研究の信頼性に疑義が生じるようなCOI申告がなされている場合は、研究・紀要委員会は、必要に応じて関係者に事実を確認したり、当該論文の投稿の審査に入ることを延期

したり、あるいは、当該論文の投稿の受理をしない決定をしたり、投稿の受理を取り消したりすることがある。

7. 投稿原稿の枚数

投稿原稿の枚数は、原則として図表等を含めて A4 版紙 25 字×30 行（750 字）20 枚以内とする。要旨（英文含む）は除き、図表は、1/2 あるいは 1/3 頁に換算する。

8. 掲載の決定

投稿論文の採否は、原則として査読者の意見を参考にして研究・紀要委員会が決定する。査読者は 2 名とし、研究・紀要委員会が依頼した者があたる。

9. 掲載料

本規程に定める範囲内の枚数の投稿論文については掲載料は徴収しない。ただし、特別な図表等で特別な費用を必要とした場合には実費を徴収することがある。

10. 執筆要領

1) 提出原稿

- (1) 原稿は未発表のものとし、和文または英文とする。オリジナルのほかコピー 3 部を添えて研究・紀要委員会に提出する。コピー原稿 3 部は、著者名が特定されないように、表紙の著者名、英文の著者名、連絡先、所属を除外して提出する。また、本文中において著者が特定されると思われる箇所は伏せるようにして提出する。
- (2) 投稿論文チェックリスト（様式 1）に従って論文をチェックし、そのチェックリストを原稿とともに提出する。
- (3) 和文原稿は原則として A4 版の横書きで 25 字×30 行（750 字）とする。総説、原著には和文要旨（800 字以内）および英文要旨（400 語以内）をつける。研究報告には和文要旨（800 字以内）をつける。
- (4) 英文原稿は A4 版でダブルスペースとする。総説、原著、研究報告には英文要旨（400 語以内）をつける。なお、英文は投稿者の責任において専門家の校閲を受けたものが望ましい。
- (5) 原稿の表紙には上半分に表題、著者名、所属機関名、5 語以内のキーワード（以上英文付記）、ランニングタイトル（英文原稿では英文 45 文字以内、和文原稿では和文 30 文字以内）を、この順に書く。著者、所属機関が複数の場合は、各著者名の末尾に番号を算用数字で順に付すと同時に、対応する所属機関名を番号順に列記する。下半分には原稿の種類、原稿、図、表の枚数、連絡責任者の氏名、宛先、電話番号を明記する。
- (6) 図表は本文とは別に一表一図ごとに A4 版紙を用いて作成し、本文中に挿入する箇所を欄外に赤字で記入する。原図は、そのまま製版が可能なものとする（ただし、デジタル化したものを用いる場合は、掲載決定後に別途指示する）。

- 2) 文献記載方法：原則として APA（American Psychological Association）の文献表記に従う。

(1) 本文中の引用文献に関して

- ① 文の引用箇所に筆頭著者名，発行年，引用ページを括弧表記する。
 - ・ 直接引用の場合

【例】「引用文」（佐藤,2004,p.44），佐藤(2004)「引用文」（p.44）
 - ・ 文献を要約して本文中に引用する場合は，要約した文章（著者,発行年）

【例】 ～は家族関係に由来している(山田,1999)。
 - ・ 同じ主張を複数の人がしている場合，発行年の早い順番から記載する

【例】 ～だと指摘している(山田,1999;田中,2004)。

(2) 引用参考文献のリストの記載方法

- ① 記載方法と著者の記載について
 - ・ 最後一括して記載し，筆頭著者名のアルファベット順に配列する。
 なお，同一著者による文献が並ぶ場合は年代順とし，同一著者による同年発表の文献が並ぶ場合は，1980a,1980b…とする。著者は3名までを表記する。なお，著者が4名以上の場合は3名のみ記入し，以下は“他”，“et al. ”とする。
 - ・ 著者が団体や機関である場合，原則として略称ではなく公式名称を用いる。
 - ・ 文献は各々1列目から書き出し，次の行からは1文字下げて記載する。
 - ・ 文献雑誌名を省略する場合は原則として和文は医学中央雑誌，欧文は Index Medicus の採用する略語を用いる。いずれも該当しないものは正式雑誌名を記載する。
- ② 文献の表記方法について

<雑誌掲載論文>

著者名（発行年）．表題：副題．雑誌名，巻（号），頁-頁．

<書籍>

著者名（発行年）．書名．出版地：出版社．

<編集図書の一部を利用した場合>

章の著者名（発行年）．章のタイトル．編著者名，書名（pp.頁-頁）．出版地：出版社．

<翻訳書>

原著者名（原書発行年），訳者名（訳書発行年）：訳書名（版数），出版社．（原著名：英著書名，版数）

【例】

Jane,B.(1997),今西二郎,渡邊聡子訳（2000）：クリニカル・アロマセラピー よりよい看護をめざして（初版），フレグナンスジャーナル社．（原著名:Clinical Aromatherapy in Nursing,2nd）

<電子文献>

- ・ オンライン上の定期刊行物

著者名（発行年）．記事タイトル．定期刊行物の名称，頁-頁．検索した月日．年号，情報源（URL 等）．

【例】

Simpson, B. (1999). Cartooning and psychology. Hollywood, CA: American Psychological Association. Retrieved March 5, 2001 from <http://www.apa.org/journals/simpson.html>.

・オンライン上の文章（原則として）

著者名．（発行年）．記事タイトル．検索月日．年号，情報源（URL 等）．

【例】

神戸太郎 (2008)．誰でもタバコをやめられる．検索月日 2009 年 1 月 15 日，<http://handle.kobe-ccn.ac.jp.html>．

11. 掲載決定後の原稿の提出

提出した論文の掲載が決定した場合，投稿者はプリントアウトした原稿 2 部とデジタル化したデータを研究・紀要委員会に提出する（詳細は投稿者に別途指示する）。

12. 校正

著者校正を 2 回行う。校正の際の加筆は原則として認めない。

13. 別刷

別刷は 30 部まで無料とする。それ以上の別刷を希望する場合は著者の実費負担とする。別刷の所要部数は初校のゲラ刷りに記入する。

14. 投稿締切日

投稿は随時受付とするが，最終の締切日は原則として毎年 10 月末日とする。

15. 原稿送付先

〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学内 事務局研究・紀要委員会担当者

16. 著作権

本紀要に掲載された著作物の著作権は，神戸市看護大学に帰属する。ただし，著作者自身は，出典を明記したうえで，自らの論文等の全部又は一部を利用することができる。なお，紀要の電子化については了承したものとする。

17. 執筆および投稿に関する不正防止

投稿原稿中に示されたデータや調査結果等において、捏造、改ざん、盗用を行ってはならない。また、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿（二重投稿）してはならない。投稿された原稿中にこれらの不正行為があると研究・紀要委員会で認められた場合、該当の原稿を本誌から取り下げる措置を行う。

附 則

この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

《別表 A : 論文投稿に関する COI (利益相反) 申告の基準》

下記の COI 自己申告の基準を、投稿の前年度あるいは、投稿の当該年度のいずれかで満たす場合については、該当者は『神戸市看護大学紀要』への投稿に対して「論文投稿に関する COI 申告」(様式自由)を投稿時に研究紀要委員会事務局に対して行い、その申告した旨の記述を、論文等の末尾等の適切な箇所に「COI 申告」の欄を設けて、記載しなければならない。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体からの報酬が年間 100 万円以上の場合。
- (2) 株の保有については、1 つの企業からの年間利益(配当、売却額の総和)が 100 万円以上、あるいは当該全株式の 5 % 以上を所有する場合。
- (3) 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が 100 万円以上の場合。
- (4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、講演料等で、1 つの企業・団体からの合計が年間 50 万円以上の場合。
- (5) 企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が 100 万円以上の場合。
- (6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1 つの研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。奨学寄付金(奨励寄付金)については、1 つの企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。
- (7) 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。
- (8) その他の報酬(研究とは無関係な旅行、贈答品等)については、1 つの企業・法人組織・団体からの合計が年間 10 万円以上の場合。